

副 本

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号 損害賠償請求事件

原 告 原告1外

被 告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(6)
(公衆被ばく線量限度に関する主張への反論等)

平成27年10月7日

大阪地方裁判所 第22民事部合議3係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同 永 井 翔 太 郎



目 次

第1 相当因果関係に関する原告らの主張.....	3
第2 公衆被ばく線量限度に関する原告らの主張（前記アないしエ）について.....	4
1 総論	4
2 公衆被ばく線量限度の適用範囲	5
3 放射線審議会による平成10年意見具申	7
4 国内法の解釈.....	7
5 緊急時における公衆の被ばく線量の上限値	8
6 防災指針が定めていた避難の指標	9
7 放射線審議会による整理（ICRP勧告と国内法の関係）	9
8 小括	11
第3 裁判例に関する原告らの主張（前記オ）について	11
1 総論	11
2 東京地裁平成25年10月25日判決（乙D共39）について	12
3 東京地判平成27年6月29日（乙D共68）について	14
4 小括	15
第4 被告東京電力による反論のまとめ	15
第5 求釈明に対する回答	16

第1 相当因果関係に関する原告らの主張

原告らは、相当因果関係の有無は、本件事故発生以前から存在する客観的事情、本件事故発生後の客観的事情、避難者の属性（家族構成、年齢、性別等）などの主観的事情を踏まえ、総合的に判断すべきものである旨主張しつつ、原告ら準備書面1、同2、同7及び同16において、概ね以下の理由から、公衆被ばく線量限度1ミリシーベルトを超える地域については本件事故と避難行動の間に相当因果関係が認められると主張している。

ア ICRPは、LNT仮説を採用した上で、「これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量」として、公衆被ばく線量限度を実効線量年間1ミリシーベルトと勧告している（原告ら準備書面1の22頁以下）。かかるICRP勧告は、放射線審議会での検討や国民からの意見募集も経て、国内法に取り入れられている（同53頁以下）。

イ 炉規法等及び放射線障害防止法にもみられるとおり、国内法は、LNT仮説に立って公衆被ばく線量限度を実効線量1ミリシーベルトとし、刑罰をもって実効性を担保しようとしている（原告ら準備書面1の56頁）。

ウ 公衆被ばく線量限度に対して、「参考レベル」という概念は政策決定の指針に過ぎない。WG報告書は「参考レベル」を前提として政府の区域再編を念頭にまとめられたものに過ぎない。しかし、「参考レベル」にかかわらず、公衆被ばく線量限度が1ミリシーベルトであることに変わりはないから、これを超える被ばくを容認すべき理由はない（原告ら準備書面1の第5章以下）。

それゆえ、たとえ「参考レベル」の範囲内で政府が防護措置を採ったとしても、国内法が定める公衆被ばく線量限度を超える公衆被ばくが許容されないという結論は変わらないし、WG報告書が20ミリシーベルトを是

認しても、国内法が定める公衆被ばく線量限度1ミリシーベルトを超える状態を避けるための行為は社会的に相当である（原告ら準備書面2の40頁、同16の23頁）。

エ 公衆被ばく線量限度を超える地域から避難することは、確立した法規範ないし社会規範として容認不可とされている被ばくを避ける行為であって、社会通念上相当であるから、これによる損害は他の事情を考慮するまでもなく、通常生ずべき損害として相当因果関係が認められる。相当因果関係において決定的に重要な評価根拠事実は、国内法における公衆被ばく線量限度年間1ミリシーベルトの定めであって、ICRPの勧告する放射線防護体系ではない（原告ら準備書面16の7頁）。

オ 東京地裁平成25年10月25日判決（乙D共39）は、①国内法の制定経過や国内法における公衆被ばく線量限度の意義についての主張立証が行われていないため、国内法を適格に位置づけた判断枠組みとなっていないこと、②科学的知見の如何にかかわらず、1ミリシーベルトを超える公衆被ばくは容認しないという確立した法規範があるのに、それが主張立証されていないため、この点が判決理由でも触れられていないこと、③受忍限度論の理解と適用を誤っていることから、本件では参考とならない（原告ら準備書面16の30頁以下）。

第2 公衆被ばく線量限度に関する原告らの主張（前記アないしエ）について

1 総論

原告らの主張は、要するに、ICRP勧告や国内法が定める公衆被ばく線量限度が1ミリシーベルトである以上、いかなる理由があろうと、これを超える被ばくは国内法上許容されておらず、避難行動と本件事故との相当因果関係が認められる、という点にある。

しかし、こうした原告らの主張は、ICRP勧告にいう公衆被ばく線量限度

の適用範囲を誤解したものというほかなく、その結果、炉規法や放射線障害防止法の解釈をも誤り、ひいては我が国の法令上、あたかも各個人に「いかなる状況でも1ミリシーベルトを超えて被ばくすることのない権利」が保障されているかのごとく独自の見解を主張するものであって、全く理由がない。

以下に述べるとおり、ICRP勧告や国内法において、公衆被ばく線量限度はあらゆる場面で適用される基準として設けられたものではなく、平時における公衆の被ばく量をできる限り低く保つという観点から設けられたものであり、緊急時における公衆の被ばく量について国内法が上限値を定めているという事実もない。

2 公衆被ばく線量限度の適用範囲

まず、原告らが「国内法に取り込まれた」とする公衆被ばく線量限度1ミリシーベルトは、各個人にあらゆる状況で保障されるべき法令上の被ばく線量（その上限値）を定めたものではない。

すなわち、ICRP2007年勧告は「線量限度」について「計画被ばく状況にのみ適用される」とし（甲D共11・59頁（243項）），その前身であるICRP1990年勧告も「線量限度は介入の場合には適用されない」としている（甲D共10・35頁（113項））。そして、線量限度が適用されない場合に関して、1990年勧告は「介入レベル」を設定し¹，2007年勧告は「参考レベル²」を設定していたものである。

¹ ICRP1990年勧告は「線量限度は介入の場合には適用されない・・・。原則（a）と原則（b）（引用者注—「行為の正当化」と「防護の最適化」の各原則）から、介入が適切な状況に対する手引きとなる介入レベルを導くことができる。これを超えれば重篤な確定的影響が起こるために介入がほとんど必ず正当化されるような、あるレベルの予測線量があろう」としている（甲D共10・35頁（113項））。かかる勧告を踏まえて、緊急時の公衆被ばくに関しては、例えば1週間で50～500ミリシーベルト等の具体的な介入レベルが勧告されていた（乙D共67の1・4頁、同67の2）。

² 緊急時被ばく状況又は現存被ばく状況において、これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断される線量のレベルをいい、緊急被ばく状況については予測線量20ミリシーベルトから100ミリシーベルトのバンドの中にあるとされている（被告東京電力共通準備書面（3）25頁～26頁）。

このように、公衆被ばく線量限度は、本件事故後の被ばく状況（1990年勧告によれば「介入によってのみ影響を与えることのできる状況」，2007年勧告によれば「緊急被ばく状況」や「現存被ばく状況」）に適用されるものではない。

原告らは、この点を考慮せずに、ICRP勧告の「これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量」という表現のみを捉えて、あたかもICRP勧告があらゆる状況において年間1ミリシーベルト以上の公衆被ばくを容認不可としているかのように主張するが、明らかな誤解である。

実際には、LNTモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐに得られそうにないとしつつも予防的観点からLNTモデルを仮定として採用するとしているICRP2007勧告においてすら、1ミリシーベルトという公衆被ばく線量限度をして、いかなる状況にも適用される基準と位置付けているものではない。

なお、ICRPは、本件事故後の平成23年3月21日に改めて、「緊急時に公衆の防護のために、委員会は、国の機関が、最も高い計画的な被ばく線量として20～100mSvの範囲で参考レベルを設定することをそのまま変更することなしに用いることを勧告します。」「放射線源が制御されても汚染地域は残ることになります。国の機関は、人々がその地域を見捨てずに住み続けるように、必要な防護措置を取るはずです。この場合に、委員会は、長期間の後には放射線レベルを1mSv／年へ低減するとして、これまでの勧告から変更することなしに現時点での参考レベル1mSv／年～20mSv／年の範囲で設定することを用いることを勧告します。」等を内容とする声明を公表している（乙D共47）。

3 放射線審議会による平成10年意見具申

こうした公衆被ばく線量限度の位置づけは、原告らが援用する放射線審議会の平成10年意見具申でも確認されている。

すなわち、平成10年意見具申は、ICRPの1990年勧告を確認する趣旨で「既に環境中に存在する自然または人工の放射性物質は、介入によってのみ影響を与えることのできる状況の例であることから、これらの線源からの線量は、公衆被ばくに関する線量限度の範囲の外である」としている（甲D共33・15頁）。

このように、ICRP勧告が国内法に取り込まれる際にも、公衆被ばく線量限度1ミリシーベルトという基準は、少なくとも「介入によってのみ影響を与えることのできる状況」では適用されないことが前提とされていたのであり、あらゆる状況に適用されるわけではないことが確認されていたのである。

4 国内法の解釈

上述したICRP勧告の内容や平成10年意見具申からも明らかなどおり、公衆被ばく線量限度は、「行為」（1990年勧告）あるいは「計画被ばく状況」（2007年勧告）に適用されるものである。

そして、公衆被ばく線量限度とは、上記の適用範囲を前提としつつ、「防護の最適化の原則³」に基づいて、被ばく線量を合理的に達成できる限り低く保つという観点から、極力低い値として追求してきたものである。

原告らは、こうした公衆被ばく線量限度の適用範囲や放射線防護体系における位置付けを正解しないまま、炉規法や放射線障害防止法が基本的には放射性物質を用いる施設の計画的な導入（いわば平時の基準）を念頭に制定されているにもかかわらず、その規定から「いかなる状況においても線量限度を超えて

³ 被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきであるとする原則をいう（被告東京電力共通準備書面（3）25頁）。

「被ばくすることのない権利」が導かれるかのように主張するものであり、国内法の解釈を誤ったものであるというほかない。

5 緊急時における公衆の被ばく線量の上限値

ところで、公衆被ばく線量限度が適用されない、緊急時における公衆の防護に関しては、平成10年意見具申が次のように述べている。

すなわち、①現行法令は、公衆の防護のための介入レベルについて特に定めていない、②原子力安全委員会は「原子力発電所等周辺の防災対策について（昭和55年6月）」（以下「防災指針」という。）において、屋内退避及び避難等に関する指標を定めている（後記6参照）、③介入レベルは法令で規定する性格のものではなく、現行通り防災指針で定めるのが適当である、④1990年勧告の取入れにあたって法令上の新たな措置は特に必要ない（甲D共33・21頁以下）。

このように、平成10年意見具申は、国内法に緊急時の公衆被ばく線量（その上限値）の定めがないことを確認している。むしろ、こうした指標は、法令ではなく防災指針で適切な値を定めるべきであり、それゆえ、1990年勧告の取入れにあたっても法令に追加的な規制を盛り込む必要はないと判断されたものである。

このように、国内法が緊急時における公衆の被ばく線量の上限値を定めていた事実はなく、緊急時においても各個人に保障されるべき何らかの被ばく線量（その上限値）が国内法から導かれるものでもない。

したがって、炉規法や放射線障害防止法に定める公衆被ばく線量に関する規定から、緊急時においても各個人に保障されるべき何らかの被ばく線量（その上限値）が導かれるかのような原告らの主張は、明らかにその前提において誤っており、失当である。

6 防災指針が定めていた避難の指標

ちなみに、本件事故当時の防災指針は、ICRP勧告等を踏まえて、①外部被ばくによる実効線量が10～50ミリシーベルトでは屋内へ退避すべきこと、②50ミリシーベルト以上ではコンクリート建家の屋内に退避するか又は避難すべきことを防護対策の内容としていたにとどまり（乙D共68・22頁），被ばく線量が1ミリシーベルトを超えた場合に避難の措置をとることを想定していたものではない。

また、防災指針は、各国が採用する指標をも参考としており、これによると①アメリカでは10～50ミリシーベルトで避難（場合により屋内退避）、②イギリスでは30～300ミリシーベルトで避難、③ドイツでは100ミリシーベルトで避難、④フランスでは50ミリシーベルトで避難とされている（乙D共68・91頁以下）。原告らが主張するような「1ミリシーベルトで避難」という例は全く見当たらないのである。

7 放射線審議会による整理（ICRP勧告と国内法の関係）

上記2ないし6で述べた点は、平成23年1月に放射線審議会基本部会が公表した「国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告（Pub. 103）の国内制度等への取入れについて—第二次中間報告—」においても、下表（次頁）のとおり整理されていたところである（乙D共69）。

< 3つの被ばく状況と国内制度の関係 (乙D共69・56頁) >

検討事項	2007年勧告(注1)、(注2)	現在の国内制度等(注3)
新しい概念の整理・適用	<p>【176】本勧告は、すべての線源及び考えうる事情を扱う以下の3つのタイプの被ばく状況において放射線に被ばくする個人に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画被ばく状況 ・緊急時被ばく状況 ・現存被ばく状況 	<p>現在の放射線防護体系において、3つの被ばく状況に該当すると考えられるものの例は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画被ばく状況 →許可、届出等【障防、炉規、医療、業事、獣医】 ・緊急時被ばく状況 →1)原子力災害対策特別措置法 2)原子力施設の防災対策について：原子力安全委員会 ・現存被ばく状況 →1)自然放射性物質の規制免除について【2003年10月 放射線審議会基本部会（最終改訂2004年7月）】 2)航空機乗務員の宇宙線被ばくに関するガイドライン(2006年4月 放射線審議会)

※「障防」とは放射線障害防止法を指し、「炉規」とは炉規法を指している。

<緊急時被ばく状況の公衆被ばくに係る国内制度 (乙D共69・58~59頁) >

緊急時被ばく状況 (参考レベル)	<p>【234】参考レベルは、これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であり、防護対策が計画され最適化すべき線量又はリスクのレベルを表す。</p> <p>【278】総合的な防護戦略について予想される残存線量は、その防護戦略の適合性を最初に評価する際に参考レベルと比較される。残存線量を参考レベルより下に低減できないような防護戦略は、計画段階で排除すべき。</p> <p>【300、Table 8】参考レベルの値</p> <p>＜職業被ばく＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命活動の場合：線量制限なし ・他の緊急救助活動：1000又は500 mSv ・他の救助活動：100 mSv 以下 <p>＜公衆被ばく＞</p> <p>(計画では状況に応じて) 20~100 mSv</p>	<p>職業被ばくについては、線量限度として法令に規定があるが、公衆被ばくについては法令に規定はない。</p> <p>＜職業被ばく＞</p> <p>緊急作業に係る線量限度 (放射線業務従事者の線量限度) 【障防、炉規、電離、医療、業事、臨床検査、船員、人事、獣医】</p> <p>実効線量：100 mSv</p> <p>等価線量(水晶体)：300 mSv</p> <p>等価線量(皮膚)：1 Sv</p> <p>(放射線業務従事者以外の線量限度) 【電離、人事、船員】</p> <p>上記従事者と同様。</p> <p>＜公衆被ばく＞</p> <p>屋内退避及び避難等の指標【原子力施設等の防災対策について：原子力安全委員会】</p> <p>予測線量 10~50 mSv：自宅等への屋内に退避</p> <p>予測線量 50 mSv 以上：コンクリート建家の屋内に退避又は避難</p>
緊急時被ばく状況 (参考レベル)		

8 小括

以上のとおり、1ミリシーベルトという公衆被ばく線量限度がいかなる状況にも妥当する確立された法規範ないし社会規範であるとする原告らの主張は、ICRP勧告や放射線審議会による意見具申の内容、とりわけ公衆被ばく線量限度の適用範囲や放射線防護体系における位置づけを全く正解しないものであり、ひいては炉規法や放射線障害防止法の解釈をも誤った独自の見解であると言わざるを得ない。

むしろ、本件事故当時の国内法においては、平時の原子力施設の管理基準として1ミリシーベルトという公衆被ばく線量限度が定められていたにとどまり（最適化の原則に基づくものである。）、緊急時の基準について特に定めはなく、さらに、防災指針では50ミリシーベルト以上で避難の措置をとることが想定されていたものなのである。

それゆえ、原告らが主張するような「法規範ないし社会規範」は全く存在しないというほかなく、これを前提として生活圏内に1ミリシーベルトを超える地点があれば本件事故と避難行動の相当因果関係が認められるとする原告らの主張は、根本的に誤っている。

結局、原告らの主張は、被告東京電力共通準備書面（3）で詳述した放射線の健康影響に関する科学的知見を殊更無視し、ICRP勧告や国内法に関する誤った解釈だけに依拠して相当因果関係を論ずるものに他ならない。

第3 裁判例に関する原告らの主張（前記オ）について

1 総論

原告らは、被告東京電力が引用した裁判例を種々論難し、本件では参考にならないと主張するが、以下に述べるとおり、その批判は全く当たらないばかりか、年間1ミリシーベルトを超える被ばく線量を理由として直ちに権利侵害が

認められるものでないことは、既に我が国の判例上も明確になっているものである。

2 東京地裁平成25年10月25日判決（乙D共39）について

原告らは、上記裁判例について、国内法の制定経過や国内法における公衆被ばく線量限度の意義、1ミリシーベルトを超える公衆被ばくを容認しないという確立した法規範が主張立証されていないから、本件では参考にならないと主張する。

しかし、前述のとおり原告らは国内法や公衆被ばく線量限度の理解を誤っているところ、同判決は、むしろICRP勧告と国内法における公衆被ばく線量限度の関係や国内法の趣旨を前記第2と同様に正しく認定しているから、原告らの批判は当たらない。

すなわち、同判決は、当該事件の原告が「ICRPの勧告においては公衆被ばく線量限度が1年間に1ミリシーベルトとされていることから、原告は、これらの数値以上に被ばくを受けないという利益を有している」として、本件の原告らと実質的に同じ主張を行っていたのに対し、次のとおり認定・判断している。

「ICRPは、①計画被ばく状況（平時）での公衆被ばく限度を年間1ミリシーベルト以下・・・②現存被ばく状況（緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならないときに、既に存在している被ばく状況）では長期的には1ミリシーベルトを目標として状況改善に取り組む、③緊急時被ばく状況（原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避又は低減するために緊急活動を必要とする状況）では年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトとしており、平時での我が国的一般公衆の年間線量限度も、上記①の計画被ばく状況での公衆被ばく限度と同じ基準が用いられている」（乙D共39・13頁）。

「 I C R P の勧告によって示された数値・・・は、あくまで公衆の被ばく量をできる限り低く保つための指標であって、それ以上の被ばくを受けないという個々人の権利の内容として設定されたものでないことは明らかである」（同18頁）。

このような説示から明らかなとおり、上記判決は、 I C R P 勧告の内容はもちろん、これと国内法の関係（わが国では、あくまで平時の管理基準として、計画被ばく状況における公衆被ばく線量限度と同じ基準が用いられていること）をも正しく認定し、 I C R P 勧告や国内法の定める指標が、あくまで公衆の被ばく量をできる限り低く保つための指標であって、それが個々人の権利の内容として設定されたものでないことを正当に指摘している。

したがって、原告らの上記批判は全く当たらないものであり、上記判決は、本件訴訟における原告らの主張そのものを明確に否定しているものと評価することができる所以である。

また、原告らは、上記判決が受忍限度に言及したことについて「仮に適法な権利行使であっても、年間1ミリシーベルト超の公衆被ばく線量限度は許容しがたい」として受忍限度論が妥当しないなどと論難しているが、前述のとおり、原告らは、公衆被ばく線量限度の適用範囲及びその意義を正解していないものであり、その主張はその前提において誤っており、失当である。

加えて、同判決は、受忍限度を超える法益侵害が認められないとして損害論において同訴訟の原告の主張を否定したものであり、本件訴訟の原告らの受忍限度に係る主張についても否定しているものであることが明らかである。

そして、上記判決は控訴審においても維持され、最高裁での上告棄却によって確定しているものであるから、判例として確立されているものということができる（乙D共70の1及び2）。

3 東京地判平成27年6月29日（乙D共71）について

本件で参考とされるべき裁判例としては、前記2の裁判例に加えて、標記の裁判例をも挙げることができる。

上記裁判例は、本件事故当時、福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域⁴に居住していた原告が、本件事故によって避難を余儀なくされ、帰還後に高い放射線量の下で生活せざるを得なくなるなどし、精神的苦痛を被ったとして1183万6000円の慰謝料等の賠償を求めたものであり、帰還後、同区域に居住していること等によって精神的損害を被ったか否か等が争われた事案である。

同裁判例は、原告が「生活圏内に年間追加被ばく線量1ミリシーベルト（毎時換算で0.23マイクロシーベルト）以上の地点が存在する限り、原告の平穀生活権が継続的に侵害され、精神的苦痛を受ける」と主張したのに対して、科学的知見を踏まえつつ「年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできない」、「原告が生活圏内に毎時0.23マイクロシーベルトの放射線量が観測される地点が存在することに不安を抱いているとしても、その不安は合理性を有するものとはいえず、それによって原告の平穀生活権が侵害され、慰謝料請求権を発生させる程の精神的苦痛を受けていると認めることはできない」と判示している（乙D共71・38頁～40頁）

このように、生活圏内に一定程度以上の線量の地点が存在することをもって直ちに権利侵害が認められるわけではないという点については、前記2の判決も含めて、裁判例において一致している。

そして、この場合に権利侵害が認められるものではない以上、かかる権利侵害を回避するためになされる避難行動やこれに伴う損害についても、本件事故との相当因果関係を欠くことが明らかである。

本件の原告らは、生活圏内に実効線量年間1ミリシーベルトを超える地点を

⁴ 平成23年4月22日の指示によって設定された区域であり、同年9月30日をもって指示は解除されている（詳細につき、被告東京電力共通準備書面（1）17頁から同18頁）。

含む地域から避難することによって生じる損害は、本件事故との相当因果関係が認められるとして（原告ら準備書面1の58頁），上記裁判例の原告と実質的に同じ主張をしているが、その論拠とされる公衆被ばく線量限度に関する理解が誤っているのみならず（前記第2），こうした主張は既に我が国の判例上も否定されているのである。

4 小括

以上に述べたとおり、前記2の裁判例に対する原告らの批判は当たらない上、年間1ミリシーベルトを超える被ばく線量を理由として直ちに権利侵害が認められるものでないことは、既に我が国の判例上も明らかにされているのである。

第4 被告東京電力による反論のまとめ

前記第2及び第3で述べた点を踏まえて、前記第1で整理した原告らの主張に対する反論を整理すると、以下のとおりである。

ア「ICRPが勧告する公衆被ばく線量限度（実効線量年間1ミリシーベルト）は、あらゆる状況に適用される基準ではなく、1990年勧告における「行為」や2007年勧告における「計画被ばく状況」に適用されることが前提となっている。

イ「炉規法や放射線障害防止法などの国内法も、かかる公衆被ばく線量限度の適用範囲を前提に、これを平時の施設管理基準として取り込んだものである。これに対して、国内法上、緊急時における公衆の被ばく線量の上限値に関する定めはない。

ウ「それゆえ、本件事故に伴って公衆被ばく線量限度を超える被ばくやそのおそれが生じたとしても、直ちに各個人の権利や法的利益が侵害されると評価することはできず、国内法上これを基礎づける法規範ないし社会規範

も存在しない。

エ「また、公衆被ばく線量限度を超える状態を避けるための行為が直ちに社会的に相当であるとはいえないし、かかる行為による損害が、直ちに通常生すべき損害として相当因果関係が認められるものではない。

オ「東京地裁平成25年10月25日判決（乙D共39）は、ICRP勧告と国内法の関係を正確に認定して相当因果関係を判断しており、同判断は高裁判決の指示を経て、最高裁においても確定しているところである。また、東京地裁平成27年6月29日判決（乙D共71）においても、年間1ミリシーベルトを超える被ばく線量を理由として直ちに権利侵害が認められるものでないことが説得力をもって判示されており、このような判断については、既に我が国の判例上も明確になっているところである。

第5 求釈明に対する回答

原告らは、被告東京電力に対し、ICRP勧告の「参考レベル」に関して求釈明を申し立てているが（原告ら準備書面16の32頁以下），いずれも被告東京電力の主張を誤解してなされたものであり，原告らが釈明を求めている事項については既に被告東京電力において主張済みであるから，重ねて回答する必要がない。

中間指針等は、自主的避難について、本件事故後の本件原発の状況の推移、社会的な認識の推移等を踏まえつつ、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報及び自己の居住する市町村の自主的避難の状況、低線量被ばくに関する科学的な知見等を総合的に検討、考慮して、損害賠償の範囲の指針を示しており、因果関係の「相当性」について、科学的な根拠及び基礎となる事実を踏まえて、一般的・合理的な見地より、法的な権利侵害が発生していると評価できる場合に相当因果関係を認める一般的な立場に立っているものと考えられる。

避難指示等対象区域に居住していた原告については、その被ばく線量や低線量被ばくによる健康影響リスクの有無や程度を問うまでもなく、政府による避難指示によって現に避難を余儀なくされている以上、少なくとも避難指示が解除されるまでの期間について、かかる避難行動と本件事故の相当因果関係を否定するものではない。その意味で、被告東京電力は「参考レベル」が相当因果関係を画する基準であると主張するものではない。

他方、避難指示等の対象外である原告については、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線による発がんリスクの明らかな増加は証明されていないが、放射線被ばくの不安や恐怖等を考慮し、中間指針等の定める範囲で相当因果関係が認められることについては争うものではない。

以上